

静岡県訓令甲第4号

本 庁  
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

第1条

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、<u>知事公室長及び地域外交局長</u>)をいう。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関(県立美術館及び<u>ふじのくに地球環境史ミュージアムを除く。</u>)の長並びに県立美術館及び<u>ふじのくに地球環境史ミュージアムの副館長</u>をいう。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">政策企画部 総務課長</td> <td style="text-align: center;">別表第1 (その1) 局長等専決 事項の欄(2) から(6)まで に掲げる事 項</td> <td style="text-align: center;">政策企画部 長</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事項	専決者	政策企画部 総務課長	別表第1 (その1) 局長等専決 事項の欄(2) から(6)まで に掲げる事 項	政策企画部 長	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、<u>知事戦略局長及び地域外交局長</u>)をいう。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関(県立美術館、<u>ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。</u>)の長並びに県立美術館、<u>ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長</u>をいう。</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理局に置 かれる部付 主幹及び部 付主査</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員	事項	専決者	管理局に置 かれる部付 主幹及び部 付主査	(略)	
職員	事項	専決者											
政策企画部 総務課長	別表第1 (その1) 局長等専決 事項の欄(2) から(6)まで に掲げる事 項	政策企画部 長											
職員	事項	専決者											
管理局に置 かれる部付 主幹及び部 付主査	(略)												

管理局に置かれる部付主幹及び部付主査	(略)	
局に置かれる調整監、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	(略)	
もくせい会館に駐在する人事課職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	人材育成室長
多文化共生課旅券班の職員	(略)	
地域外交局に置かれる局付職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄に掲げる事項	当該局の課の順序における最初の課の長
総合庁舎に駐在する政策推進局職員	(略)	当該総合庁舎に駐在する地域政策局長
総合庁舎に駐在する政策推進局職員	(略)	当該総合庁舎に駐在する地域政策局長が指定する地域政策局次長
文化・観光部総務企画課長	別表第1(その1)局長等専決	文化・観光部長

局に置かれる調整監、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	(略)	
知事戦略局に置かれる局付職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄に掲げる事項	知事戦略課長
賀茂振興局に駐在する知事戦略課知事戦略班の職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄に掲げる事項	賀茂振興局に駐在する知事戦略課参事
地域外交局に置かれる局付職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄に掲げる事項	当該局の課の順序における最初の課の長
多文化共生課旅券班の職員	(略)	
もくせい会館に駐在する人事課の職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	人材育成室長
総合庁舎に駐在する地域支援局の職員	(略)	当該総合庁舎に駐在する地域支援局長
総合庁舎に駐在する地域支援局の職員	(略)	当該総合庁舎に駐在する地域支援局長が指定する地域支援局次長
文化局に置かれる局付職員のうち	別表第1(その1)課長等専決	文化局長

	事項の欄(2)から(6)までに掲げる事項	
(略)		
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	(略)	しずおかオーCHAプラザに駐在するお茶振興課技監
(略)		
総務課分室長が置かれる支所等の所属職員	(略)	
農林技術研究所伊豆農業研究センターわさび科に駐在する職員	(略)	

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、課又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課又は出先機関	事項	専決者
農業局、森林・林業局及び水産業局	別表第2(その1)部(局)長専決事項の欄に掲げる事項	農林水産戦略監
危機情報課	(略)	危機情報課専門監

	事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	
(略)		
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	(略)	しずおかオーCHAプラザに駐在するお茶振興課専門監
(略)		
総務課分室長が置かれる支所等の所属職員	(略)	
農林技術研究所長があらかじめ指定した職員	別表第1(その2)総務課長等専決事項の欄(1)から(10)までに掲げる事項	AOI-PARCに駐在する農林技術研究所次世代栽培システム科長
農林技術研究所伊豆農業研究センターわさび科に駐在する職員	(略)	

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、課又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課又は出先機関	事項	専決者
危機管理部	別表第2(その1)局長等専決事項の欄に掲げる事項	危機管理部長が指定する危機管理部理事
危機情報課	(略)	危機情報課参事
農業局、森林・林業局及び水産業局	別表第2(その1)部(局)長専決事項の欄に掲げる	農林水産戦略監

				事項	
				農業戦略課	別表第2(その1)専決事項の欄中静岡県農業技術産学官連携研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する事項の2
					AOI-P ARCに駐在する農業戦略課技監
道路保全課	(略)			道路保全課	(略)
危機管理部	別表第2(その1)局長等専決事項の欄に掲げる事項	危機管理部長が指定する危機管理部理事			
集中化推進課	(略)			集中化推進課	(略)
(略)				(略)	
4～7 (略)			4～7 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1(その1)を次のように改める。

(別表第1(その1)に係る部分の登載は、省略する。)

別表第2(その1)及び別表第2(その2)を次のように改める。

(別表第2(その1)及び別表第2(その2)に係る部分の登載は、省略する。)

## 第2条

改正前			改正後		
(専決)			(専決)		
第4条 (略)			第4条 (略)		
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。			2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。		
職員	事項	専決者	職員	事項	専決者
(略)			(略)		
総合庁舎に駐在する地域支援局の職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)まで	(略)	総合庁舎に駐在する地域支援局の職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)まで	(略)

	に掲げる事項	
<u>文化局に置かれる局付職員のうち、研究に従事する職員</u>	<u>別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>文化局長</u>
東部総合庁舎に駐在する観光交流局職員	(略)	
地域福祉課人権同和班の職員	(略)	
(略)		
3～7 (略)		

	に掲げる事項	
東部総合庁舎に駐在する観光交流局の職員	(略)	
<u>富士山世界遺産センター開設準備事務所に置かれる職員のうち、研究に従事する職員</u>	<u>別表第1(その2)総務課長等専決事項の欄(1)から(10)までに掲げる事項</u>	<u>富士山世界遺産センター開設準備事務所長</u>
地域福祉課人権同和班の職員	(略)	
(略)		
3～7 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 第3条

改正前	改正後
(定義)	(定義)
<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	<b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(14) (略)	(1)～(14) (略)
(15) 出先機関の長 出先機関（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。）の長並びに県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長をいう。	(15) 出先機関の長 出先機関（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、 <u>富士山世界遺産センター</u> 及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。）の長並びに県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム及び、 <u>富士山世界遺産センター</u> 及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長をいう。
(16)～(23) (略)	(16)～(23) (略)
(専決)	(専決)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
(略)		
<u>富士山世界遺産センター開設準備事務所に置かれる職員のうち、研究に従事する職員</u>	(略)	<u>富士山世界遺産センター開設準備事務所長</u>
(略)		

3～7 (略)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
(略)		
<u>富士山世界遺産センターに置かれる職員のうち、研究に従事する職員</u>	(略)	<u>富士山世界遺産センター副館長</u>
(略)		

3～7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第1条の規定による改正後の静岡県事務決裁規程の規定 平成29年4月1日
- (2) 第2条の規定による改正後の静岡県事務決裁規程の規定 平成29年9月1日